

《 事務所ニュース 2019年6月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

年次有給休暇の時季指定は 就業規則に記載が必要

働き方改革により4月から、年次有給休暇を付与する日数が10日以上労働者については、付与する日数のうち5日については、有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に与えなければなりません。なお、パート、アルバイト、有期雇用者にも上記の要件が該当すれば対象となります。

本来、有給休暇は、労働者の請求する時季に与えなければならないが、労働者が請求した時季に与えることが「事業の正常な運営を妨げる場合」のみ、他の時季に有給休暇を与えることができます。

よって、事業主側から労働者の希望を聞いた上で、いつ年次有給休暇を取得させるかをあらかじめ決めておくことが重要になります。

そのためには、就業規則(※下記規定例参照)に、時季指定の対象となる労働者の範囲、時季指定の方法等を記載しておく必要があります。

※ 規定例(厚生労働省モデル就業規則より)

3 第1項又は第2項の年次有給休暇は、労働者があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、労働者が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。

4 前項の規定にかかわらず、労働者代表との書面による協定により、各労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。

5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項

又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

電子申請が義務化されます (2020年4月から)

特定の法人(※1)の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続き(※2)を行う場合には、必ず電子申請で行うことになります。

※1 特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社(保険業法)
- 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律)
- 特定目的会社(資産流動化に関する法律)

※2 一部の手続きとは

- 健康保険・厚生年金保険
 - ・被保険者報酬月額 算定基礎届、月額変更届 賞与支払届
- 労働保険
 - ・継続事業を行う事業主が提出する 年度更新に関する申告書 増加概算保険料申告書
- 雇用保険
 - ・被保険者資格取得、喪失、転勤届
 - ・高齢雇用継続給付支給申請書
 - ・育児休業給付支給申請書

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行